

石川県地域防災計画（原子力防災計画編）修正案 新旧対照表

修 正 案	現 行	備 考
<p>石川県地域防災計画 原子力防災計画編 (平成25年○月修正)</p>	<p>石川県地域防災計画 原子力防災計画編 (平成25年3月修正)</p>	

修 正 案	現 行	備 考				
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 目 的 (略)</p> <p>第2節 基本方針 (略)</p> <p>第3節 原子力災害対策指針に基づく方針 (略)</p> <p>第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 発電所に係る原子力防災に関して、県、関係市町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <p>1 石川県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 県地域防災計画の作成に関すること。 2 志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）の協議に関すること。 3 原災法第31条の規定に基づく報告の徴収及び同法第32条第1項の規定に基づく立入検査の実施に関すること。 4 原災法に基づく原子力防災要員等の届出の受理等に関すること。 5 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 6 防災業務関係者に対する教育に関すること。 7 原子力防災訓練の実施に関すること。 8 通信連絡設備の整備に関すること。 9 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備に関すること。 10 緊急時医療設備等の整備に関すること。 11 防護資機材の整備に関すること。 12 防災対策資料の整備に関すること。 13 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 14 緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の管理・運営に関すること。 15 石川県災害対策本部（以下「県本部」という。）及び石川県現地災害対策本部（以下「県現地本部」という。）の設置及び廃止に関すること。 </td></tr> </tbody> </table>	処理すべき事務又は業務の大綱	1 県地域防災計画の作成に関すること。 2 志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）の協議に関すること。 3 原災法第31条の規定に基づく報告の徴収及び同法第32条第1項の規定に基づく立入検査の実施に関すること。 4 原災法に基づく原子力防災要員等の届出の受理等に関すること。 5 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 6 防災業務関係者に対する教育に関すること。 7 原子力防災訓練の実施に関すること。 8 通信連絡設備の整備に関すること。 9 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備に関すること。 10 緊急時医療設備等の整備に関すること。 11 防護資機材の整備に関すること。 12 防災対策資料の整備に関すること。 13 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 14 緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の管理・運営に関すること。 15 石川県災害対策本部（以下「県本部」という。）及び石川県現地災害対策本部（以下「県現地本部」という。）の設置及び廃止に関すること。	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 目 的 (略)</p> <p>第2節 基本方針 (略)</p> <p>第3節 原子力災害対策指針に基づく方針 (略)</p> <p>第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 発電所に係る原子力防災に関して、県、関係市町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <p>1 石川県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 県地域防災計画の作成に関すること。 2 志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）の協議に関すること。 3 原災法第31条の規定に基づく報告の徴収及び同法第32条第1項の規定に基づく立入検査の実施に関すること。 4 原災法に基づく原子力防災要員等の届出の受理等に関すること。 5 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 6 防災業務関係者に対する教育に関すること。 7 原子力防災訓練の実施に関すること。 8 通信連絡設備の整備に関すること。 9 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備に関すること。 10 緊急時医療設備等の整備に関すること。 11 防護資機材の整備に関すること。 12 防災対策資料の整備に関すること。 13 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 14 緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の管理・運営に関すること。 15 石川県災害対策本部（以下「県本部」という。）及び石川県現地災害対策本部（以下「県現地本部」という。）の設置及び廃止に関すること。 </td></tr> </tbody> </table>	処理すべき事務又は業務の大綱	1 県地域防災計画の作成に関すること。 2 志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）の協議に関すること。 3 原災法第31条の規定に基づく報告の徴収及び同法第32条第1項の規定に基づく立入検査の実施に関すること。 4 原災法に基づく原子力防災要員等の届出の受理等に関すること。 5 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 6 防災業務関係者に対する教育に関すること。 7 原子力防災訓練の実施に関すること。 8 通信連絡設備の整備に関すること。 9 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備に関すること。 10 緊急時医療設備等の整備に関すること。 11 防護資機材の整備に関すること。 12 防災対策資料の整備に関すること。 13 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 14 緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の管理・運営に関すること。 15 石川県災害対策本部（以下「県本部」という。）及び石川県現地災害対策本部（以下「県現地本部」という。）の設置及び廃止に関すること。	
処理すべき事務又は業務の大綱						
1 県地域防災計画の作成に関すること。 2 志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）の協議に関すること。 3 原災法第31条の規定に基づく報告の徴収及び同法第32条第1項の規定に基づく立入検査の実施に関すること。 4 原災法に基づく原子力防災要員等の届出の受理等に関すること。 5 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 6 防災業務関係者に対する教育に関すること。 7 原子力防災訓練の実施に関すること。 8 通信連絡設備の整備に関すること。 9 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備に関すること。 10 緊急時医療設備等の整備に関すること。 11 防護資機材の整備に関すること。 12 防災対策資料の整備に関すること。 13 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 14 緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の管理・運営に関すること。 15 石川県災害対策本部（以下「県本部」という。）及び石川県現地災害対策本部（以下「県現地本部」という。）の設置及び廃止に関すること。						
処理すべき事務又は業務の大綱						
1 県地域防災計画の作成に関すること。 2 志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）の協議に関すること。 3 原災法第31条の規定に基づく報告の徴収及び同法第32条第1項の規定に基づく立入検査の実施に関すること。 4 原災法に基づく原子力防災要員等の届出の受理等に関すること。 5 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 6 防災業務関係者に対する教育に関すること。 7 原子力防災訓練の実施に関すること。 8 通信連絡設備の整備に関すること。 9 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備に関すること。 10 緊急時医療設備等の整備に関すること。 11 防護資機材の整備に関すること。 12 防災対策資料の整備に関すること。 13 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 14 緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の管理・運営に関すること。 15 石川県災害対策本部（以下「県本部」という。）及び石川県現地災害対策本部（以下「県現地本部」という。）の設置及び廃止に関すること。						

修 正 案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>16 合同対策協議会等（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡会議をいう。以下同じ。）への参加等に関すること。 17 緊急時モニタリングに関すること。 18 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 19 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。 20 緊急時医療措置に関すること。 21 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。 22 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。 23 石川県原子力災害事後対策本部及び石川県原子力災害現地事後対策本部の設置及び廃止に関すること。 24 各種制限措置の解除に関すること。 25 住民等の健康に関すること。 26 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。 27 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。 28 富山県との連携に関すること。</p>	<p style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>16 合同対策協議会等（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡会議をいう。以下同じ。）への参加等に関すること。 17 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。 18 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 19 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。 20 緊急時医療措置に関すること。 21 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。 22 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。 23 石川県原子力災害事後対策本部及び石川県原子力災害現地事後対策本部の設置及び廃止に関すること。 24 各種制限措置の解除に関すること。 25 住民等の健康に関すること。 26 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。 27 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。 28 富山県との連携に関すること。</p>	
2～5 (略)	2～5 (略)	

6 地方放射線モニタリング対策官

処理すべき事務又は業務の大綱
1 緊急時モニタリング計画の作成及び修正に対する指導・助言に関すること。
2 緊急時モニタリングの実施に関すること。

修 正 案	現 行	備 考																												
<p><u>7 関係市町</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>志賀町 七輪市 尾島市 羽咋市 かほく市 宝達志水町 中能登町 穴水町</td><td>1～14 (略) 15 緊急時 モニタリングに対する協力に 関すること。 16～23 (略)</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	志賀町 七輪市 尾島市 羽咋市 かほく市 宝達志水町 中能登町 穴水町	1～14 (略) 15 緊急時 モニタリングに対する協力に 関すること。 16～23 (略)	<p><u>6 関係市町</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>志賀町 七輪市 尾島市 羽咋市 かほく市 宝達志水町 中能登町 穴水町</td><td>1～14 (略) 15 緊急時 環境放射線モニタリングに対する協力に 関すること。 16～23 (略)</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	志賀町 七輪市 尾島市 羽咋市 かほく市 宝達志水町 中能登町 穴水町	1～14 (略) 15 緊急時 環境放射線 モニタリングに対する協力に 関すること。 16～23 (略)																					
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																													
志賀町 七輪市 尾島市 羽咋市 かほく市 宝達志水町 中能登町 穴水町	1～14 (略) 15 緊急時 モニタリングに対する協力に 関すること。 16～23 (略)																													
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																													
志賀町 七輪市 尾島市 羽咋市 かほく市 宝達志水町 中能登町 穴水町	1～14 (略) 15 緊急時 環境放射線 モニタリングに対する協力に 関すること。 16～23 (略)																													
<p><u>8 消防機関</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>7 消防機関</u></p> <p>(略)</p>																													
<p><u>9 指定地方行政機関</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区警察局</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>北陸財務局</td><td>1～2 (略) 3 避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の情報収集及び情報提供に関すること。</td></tr> <tr> <td>東海北陸厚生局</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>北陸農政局</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>近畿中国森林管理局</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>中部経済産業局</td><td>1 原子力災害時における防災関係物資の確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関するこ と。 2 産業(中小企業を含む)の被害状況及び被災事 業者への支援に関するこ と。 3 ライフラインの早期復旧に関するこ と。</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	中部管区警察局	(略)	北陸財務局	1～2 (略) 3 避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の情報収集及び情報提供に関すること。	東海北陸厚生局	(略)	北陸農政局	(略)	近畿中国森林管理局	(略)	中部経済産業局	1 原子力災害時における防災関係物資の確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関するこ と。 2 産業(中小企業を含む)の被害状況及び被災事 業者への支援に関するこ と。 3 ライフラインの早期復旧に関するこ と。	<p><u>8 指定地方行政機関</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区警察局</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>北陸財務局</td><td>1～2 (略)</td></tr> <tr> <td>東海北陸厚生局</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>北陸農政局</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>近畿中国森林管理局</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>中部経済産業局</td><td>原子力災害時における防災関係物資の確保に係る 情報収集及び関係機関との連絡調整に関するこ と。</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	中部管区警察局	(略)	北陸財務局	1～2 (略)	東海北陸厚生局	(略)	北陸農政局	(略)	近畿中国森林管理局	(略)	中部経済産業局	原子力災害時における防災関係物資の確保に係る 情報収集及び関係機関との連絡調整に関するこ と。	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																													
中部管区警察局	(略)																													
北陸財務局	1～2 (略) 3 避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の情報収集及び情報提供に関すること。																													
東海北陸厚生局	(略)																													
北陸農政局	(略)																													
近畿中国森林管理局	(略)																													
中部経済産業局	1 原子力災害時における防災関係物資の確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関するこ と。 2 産業(中小企業を含む)の被害状況及び被災事 業者への支援に関するこ と。 3 ライフラインの早期復旧に関するこ と。																													
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																													
中部管区警察局	(略)																													
北陸財務局	1～2 (略)																													
東海北陸厚生局	(略)																													
北陸農政局	(略)																													
近畿中国森林管理局	(略)																													
中部経済産業局	原子力災害時における防災関係物資の確保に係る 情報収集及び関係機関との連絡調整に関するこ と。																													

修 正 案		現 行	備 考	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 約	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 約	
北陸信越運輸局 (石川運輸支局)	(略)	北陸信越運輸局 (石川運輸支局)	(略)	
大阪航空局 (小松空港事務所)	(略)	大阪航空局 (小松空港事務所)	(略)	
東京管区気象台 (金沢地方気象台)	(略)	東京管区気象台 (金沢地方気象台)	(略)	
第九管区海上保安本部	1～3 (略) 4 海上における緊急時_____モニタリングの支援に関すること。	第九管区海上保安本部	1～3 (略) 4 海上における緊急時 環境放射線 モニタリングの支援に関すること。	
北陸総合通信局	(略)	北陸総合通信局	災害時における非常通信の確保に関すること。	
石川労働局	(略)	石川労働局	(略)	
北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	(略)	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	(略)	

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 約	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 約	
陸上自衛隊 中部方面総監部 (第14普通科連隊)	1 (略) 2 緊急時_____モニタリングの支援に関する こと。 3～4 (略)	陸上自衛隊 中部方面総監部 (第14普通科連隊)	1 (略) 2 緊急時 環境放射線 モニタリングの支援に関する こと。 3～4 (略)	
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	1 (略) 2 緊急時_____モニタリングの支援に関する こと。 3～4 (略)	海上自衛隊 舞鶴地方総監部	1 (略) 2 緊急時 環境放射線 モニタリングの支援に関する こと。 3～4 (略)	
航空自衛隊 航空総隊司令部 (第6航空団) (小松救難隊)	1 (略) 2 緊急時_____モニタリングの支援に関する こと。 3～4 (略)	航空自衛隊 航空総隊司令部 (第6航空団) (小松救難隊)	1 (略) 2 緊急時 環境放射線 モニタリングの支援に関する こと。 3～4 (略)	

10 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 約
陸上自衛隊 中部方面総監部 (第14普通科連隊)	1 (略) 2 緊急時_____モニタリングの支援に関する こと。 3～4 (略)
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	1 (略) 2 緊急時_____モニタリングの支援に関する こと。 3～4 (略)
航空自衛隊 航空総隊司令部 (第6航空団) (小松救難隊)	1 (略) 2 緊急時_____モニタリングの支援に関する こと。 3～4 (略)

9 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 約
陸上自衛隊 中部方面総監部 (第14普通科連隊)	1 (略) 2 緊急時 環境放射線 モニタリングの支援に関する こと。 3～4 (略)
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	1 (略) 2 緊急時 環境放射線 モニタリングの支援に関する こと。 3～4 (略)
航空自衛隊 航空総隊司令部 (第6航空団) (小松救難隊)	1 (略) 2 緊急時 環境放射線 モニタリングの支援に関する こと。 3～4 (略)

修 正 案	現 行	備 考								
<p><u>11</u> 指定公共機関 (略)</p> <p><u>12</u> 指定地方公共機関 (略)</p> <p><u>13</u> 公共的団体等 (略)</p> <p><u>14</u> 原子力事業者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>処 理 す べき 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸電力株式会社</td><td> 1～17 (略) 18 緊急時 _____ モニタリングの実施に関する こと。 19～23 (略) </td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べき 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	北陸電力株式会社	1～17 (略) 18 緊急時 _____ モニタリングの実施に関する こと。 19～23 (略)	<p><u>10</u> 指定公共機関 (略)</p> <p><u>11</u> 指定地方公共機関 (略)</p> <p><u>12</u> 公共的団体等 (略)</p> <p><u>13</u> 原子力事業者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>処 理 す べき 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸電力株式会社</td><td> 1～17 (略) 18 緊急時 <u>環境放射線</u> モニタリングの実施に関する こと。 19～23 (略) </td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べき 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	北陸電力株式会社	1～17 (略) 18 緊急時 <u>環境放射線</u> モニタリングの実施に関する こと。 19～23 (略)	
機 関 名	処 理 す べき 事 務 又 は 業 務 の 大 綱									
北陸電力株式会社	1～17 (略) 18 緊急時 _____ モニタリングの実施に関する こと。 19～23 (略)									
機 関 名	処 理 す べき 事 務 又 は 業 務 の 大 綱									
北陸電力株式会社	1～17 (略) 18 緊急時 <u>環境放射線</u> モニタリングの実施に関する こと。 19～23 (略)									
第5節 広域的な活動体制 (略)	第5節 広域的な活動体制 (略)									

修 正 案	現 行	備 考
<p>第2章 原子力災害予防計画</p> <p>第1節 発電所における予防措置等の責務等 (略)</p> <p>第2節 原子力防災体制等の整備 国、危機管理監室、健康福祉部、 関係各部局、関係市町、防災関係機関</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 地方放射線モニタリング対策官との連携 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、平常時より地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図る。</p> <p>4 オフサイトセンターの維持・管理 (略)</p> <p>5 合同対策協議会等の体制の整備 (略)</p> <p>6 防災関係機関相互の連携体制の整備 (1) 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、 関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北 陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各 防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。 また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等の場 所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制 の整備を図るものとする。</p>	<p>第2章 原子力災害予防計画</p> <p>第1節 発電所における予防措置等の責務等 (略)</p> <p>第2節 原子力防災体制等の整備 国、危機管理監室、健康福祉部、 関係各部局、関係市町、防災関係機関</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 オフサイトセンターの維持・管理 (略)</p> <p>4 合同対策協議会等の体制の整備 (略)</p> <p>5 防災関係機関相互の連携体制の整備 (1) 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、 関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北 陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各 防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。 また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等の場 所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制 の整備を図るものとする。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(2) 県及び関係市町は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(3) 県及び関係市町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>(4) 県は、関係市町が必要に応じて締結する被災時の相互応援に関し、協定の締結、その他必要な準備が円滑に進むよう配慮する。</p> <p>(5) 県及び関係市町は、応急活動及び復旧活動に關し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>(6) 関係市町は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(7) 県、関係市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(8) 国、県、関係市町及び原子力事業者は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>(2) 県及び関係市町は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(3) 県及び関係市町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>(4) 県は、関係市町が必要に応じて締結する被災時の相互応援に関し、協定の締結、その他必要な準備が円滑に進むよう配慮する。</p> <p>(5) 県、関係市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(6) 国、県、関係市町及び原子力事業者は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	
7 警察災害派遣隊の受入体制の整備 (略)	6 警察災害派遣隊の受入体制の整備 (略)	
8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の要請体制の整備 (略)	7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の要請体制の整備 (略)	
9 自衛隊派遣要請体制の整備 (略)	8 自衛隊派遣要請体制の整備 (略)	
10 災害長期化に備えた体制の整備 (略)	9 災害長期化に備えた体制の整備 (略)	

修 正 案	現 行	備 考
<p>11 業務継続計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>第3節 原子力防災知識の普及</p> <p>国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部局、関係市町、防災関係機関、北陸電力</p> <p>県は、原子力災害の特殊性を踏まえて、日頃から関係機関と連携して、原子力防災知識の普及に努める。</p> <p>1 防災業務関係者に対する教育</p> <p>(略)</p> <p>2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発</p> <p>県は、国、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と協力して、住民等に対して、原子力防災に関する知識の普及及び啓発を図るため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関して、必要な助言を行う。</p> <p>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において要援護者を支援する体制を整備するよう努める。</p> <p>(1) 関係市町住民に対する対応</p> <p>関係市町の住民は、原子力災害が発生した場合には住民避難等の対応を行いう可能性があるため、県は、これらの対象者に対し、以下のような普及及び啓発の活動を行う。</p> <p>ア 普及及び啓発の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 講習会、研修会等の開催 (イ) 見学、現地調査等の実施 (ウ) ビデオ・パンフレット等の配布 (エ) インターネットによる情報発信 (オ) 原子力防災訓練の映像による配信 <p>イ 普及及び啓発の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。 (イ) 発電所の施設（安全、防災対策を含む。）の概要に関すること。 (ウ) 原子力災害とその特殊性に関すること。 (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。 (オ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。 (カ) 原子力災害時に国、県、関係市町等が講じる対策に関すること。 (キ) 屋内退避の方法、避難所等の所在地及び避難方法、スクリーニングの場所及び方法、医療機関の場所等に関すること。 	<p>10 業務継続計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>第3節 原子力防災知識の普及</p> <p>国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部局、関係市町、防災関係機関、北陸電力</p> <p>県は、原子力災害の特殊性を踏まえて、日頃から関係機関と連携して、原子力防災知識の普及に努める。</p> <p>1 防災業務関係者に対する教育</p> <p>(略)</p> <p>2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発</p> <p>県は、国、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と協力して、住民等に対して、原子力防災に関する知識の普及及び啓発を図るため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関して、必要な助言を行う。</p> <p>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において要援護者を支援する体制を整備するよう努める。</p> <p>(1) 関係市町住民に対する対応</p> <p>関係市町の住民は、原子力災害が発生した場合には住民避難等の対応を行いう可能性があるため、県は、これらの対象者に対し、以下のような普及及び啓発の活動を行う。</p> <p>ア 普及及び啓発の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 講習会、研修会等の開催 (イ) 見学、現地調査等の実施 (ウ) ビデオ・パンフレット等の配布 (エ) インターネットによる情報発信 (オ) 原子力防災訓練の映像による配信 <p>イ 普及及び啓発の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。 (イ) 発電所の施設（安全、防災対策を含む。）の概要に関すること。 (ウ) 原子力災害とその特殊性に関すること。 (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。 (オ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。 (カ) 原子力災害時に国、県、関係市町等が講じる対策に関すること。 (キ) 屋内退避の方法、避難所等の所在地及び避難方法、スクリーニングの場所及び方法、医療機関の場所等に関すること。 	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(イ) 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。 (カ) 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難所等での行動等に関すること。 (コ) その他必要と認める事項。</p> <p>(2) 関係市町以外の住民に対する対応 県は、関係市町住民以外の県民に対しても、放射線、放射性物質の基礎知識、原子力災害が発生した場合の対処に関する基本事項等について、様々な機会を通じて普及及び啓発活動を行うよう努める。</p> <p>3 災害教訓の伝承 (略)</p> <p>第4節 原子力防災訓練の実施 国、危機管理監室、健康福祉部、 関係各部局、関係市町、防災関係機関、 北陸電力</p> <p>1 県は、国、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練を計画的に実施する。</p> <p>(1) 緊急時通信連絡訓練 (2) オフサイトセンター立ち上げ及び運営支援訓練 (3) 災害対策本部等設置訓練 (4) 緊急時モニタリング訓練 (5) 広報訓練 (6) 退避等措置訓練 (7) 緊急時医療措置訓練 (8) その他必要と認める訓練</p> <p>2 (略)</p> <p>第5節 通信連絡体制の整備 原子力規制委員会、消防庁、危機管理監室、 関係各部局、関係市町、防災関係機関、 北陸電力</p> <p>県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力（以下、本節において「各機関」という。）は、原子力規制委員会と連携して、相互に原子力災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、専用回線による電話、ファクシミリ及び防災行政無線等の通信連絡設備の整備に努め、通信連絡体制の充実強化を図る。 なお、国は、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システムその他非常用通信機器を整備・維持することとされている。</p>	<p>(イ) 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。 (カ) 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難所等での行動等に関すること。 (コ) その他必要と認める事項。</p> <p>(2) 関係市町以外の住民に対する対応 県は、関係市町住民以外の県民に対しても、放射線、放射性物質の基礎知識、原子力災害が発生した場合の対処に関する基本事項等について、様々な機会を通じて普及及び啓発活動を行うよう努める。</p> <p>3 災害教訓の伝承 (略)</p> <p>第4節 原子力防災訓練の実施 国、危機管理監室、健康福祉部、 関係各部局、関係市町、防災関係機関、 北陸電力</p> <p>1 県は、国、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練を計画的に実施する。</p> <p>(1) 緊急時通信連絡訓練 (2) オフサイトセンター立ち上げ及び運営支援訓練 (3) 災害対策本部等設置訓練 (4) 緊急時環境放射線モニタリング訓練 (5) 広報訓練 (6) 退避等措置訓練 (7) 緊急時医療措置訓練 (8) その他必要と認める訓練</p> <p>2 (略)</p> <p>第5節 通信連絡体制の整備 原子力規制委員会、消防庁、危機管理監室、 関係各部局、関係市町、防災関係機関、 北陸電力</p> <p>県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力（以下、本節において「各機関」という。）は、原子力規制委員会と連携して、相互に原子力災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、専用回線による電話、ファクシミリ及び防災行政無線等の通信連絡設備の整備に努め、通信連絡体制の充実強化を図る。 なお、国は、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システムその他非常用通信機器を整備・維持することとされている。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>1 通信連絡設備の整備 (略)</p> <p>2 通信連絡体制の確立 (略)</p> <p>3 住民等に対する情報伝達体制の整備 (1) 県 ア 県は、緊急時において、住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関への緊急警報放送を要請する体制を整備する。 イ 県は、緊急時において、周辺海域の船舶に対して、金沢海上保安部及び漁業協同組合へ災害情報の提供及び必要な指示の伝達を要請する体制を整備する。 ウ 県は、新たな情報通信媒体について、平常時から災害時における有用性についての検討を行うとともに、有用であれば、その情報通信媒体の導入に努める。 (2) 関係市町 ア 関係市町は、緊急時において、住民等に対して、被災者の危機回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、<u>地域の実情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ等の多様な情報伝達手段の整備促進を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。</u> イ 関係市町は、国及び県と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等を整備する。 ウ 関係市町は、原子力災害の特殊性に鑑み、災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制を整備する。 エ 関係市町は、新たな情報通信媒体について、平常時から災害時における有用性についての検討を行うとともに、有用であれば、その情報通信媒体の導入に努める。</p> <p>4 県職員の通信連絡体制 (略)</p>	<p>1 通信連絡設備の整備 (略)</p> <p>2 通信連絡体制の確立 (略)</p> <p>3 住民等に対する情報伝達体制の整備 (1) 県 ア 県は、緊急時において、住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関への緊急警報放送を要請する体制を整備する。 イ 県は、緊急時において、周辺海域の船舶に対して、金沢海上保安部及び漁業協同組合へ災害情報の提供及び必要な指示の伝達を要請する体制を整備する。 ウ 県は、新たな情報通信媒体について、平常時から災害時における有用性についての検討を行うとともに、有用であれば、その情報通信媒体の導入に努める。 (2) 関係市町 ア 関係市町は、緊急時において、住民等に対して、被災者の危機回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、<u>防災行政無線、広報車等の広報設備、広報機器等の整備を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。</u> イ 関係市町は、国及び県と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等を整備する。 ウ 関係市町は、原子力災害の特殊性に鑑み、災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制を整備する。 エ 関係市町は、新たな情報通信媒体について、平常時から災害時における有用性についての検討を行うとともに、有用であれば、その情報通信媒体の導入に努める。</p> <p>4 県職員の通信連絡体制 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第6節 環境放射線モニタリング体制の整備</p> <p style="text-align: center;">国、危機管理監室、関係市町、防災関係機関、北陸電力</p> <p>緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは原子力規制委員会、関係省庁、県、原子力事業者等により編成され、これらが連携して緊急時モニタリングを実施する。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行う。</p> <p>県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果をO I Lに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。</p> <p>そのために、県は、国、関係地方公共団体及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</p>	<p>第6節 環境放射線モニタリング体制の整備</p> <p style="text-align: center;">国、危機管理監室、関係市町、防災関係機関、北陸電力</p> <p>県及び北陸電力は、原子力規制委員会及び関係市町等と連携して、平常時及び緊急時における発電所の周辺環境の放射性物質及び放射線に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）体制を整備する。</p>	
<p>1 モニタリング資機材等の整備</p> <p>(1) 県は、次のモニタリングに関する資機材等を整備する。なお、これら機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化等を図るよう努める。</p> <p>ア <u>環境放射線監視ネットワークシステム</u> イ 環境放射線観測局 ウ 熱ルミネセンス線量計（以下「T L D」という。） エ サーベイメータ等の可搬型計測用機器 オ モニタリングカー カ ダストサンプラ キ ヨウ素サンプラ ク <u>環境試料分析装置</u> ケ その他モニタリングに必要な資機材</p> <p>(2) 北陸電力は、次のモニタリングに関する資機材等を整備する。なお、これら機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化等を図るよう努める。</p> <p>ア 敷地境界モニタリングポスト イ 排気筒モニタ ウ T L D エ サーベイメータ等の可搬型計測用機器 オ モニタリングカー カ ダストサンプラ</p>	<p>1 モニタリング資機材等の整備</p> <p>(1) 県は、次のモニタリングに関する資機材等を整備する。なお、これら機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化等を図るよう努める。</p> <p>ア <u>環境放射線監視テレメータシステム</u> イ 環境放射線観測局 ウ 熱ルミネセンス線量計（以下「T L D」という。） エ サーベイメータ等の可搬型計測用機器 オ モニタリングカー カ ダストサンプラ キ ヨウ素サンプラ</p> <p>ク その他モニタリングに必要な資機材</p> <p>(2) 北陸電力は、次のモニタリングに関する資機材等を整備する。なお、これら機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化等を図るよう努める。</p> <p>ア 敷地境界モニタリングポスト イ 排気筒モニタ ウ T L D エ サーベイメータ等の可搬型計測用機器 オ モニタリングカー カ ダストサンプラ</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>キ ヨウ素サンプラ ク その他モニタリングに必要な資機材</p> <p>(3) 県は、<u>原子力規制委員会</u>、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構及び電力事業者が整備するモニタリング資機材等の把握に努める。</p> <p><u>2 緊急時モニタリングセンターの体制整備</u> 県は、オフサイトセンター等に国が統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための体制の整備に協力する。</p> <p><u>3 モニタリング体制の確立</u> 国、県及び北陸電力が連携した緊急時モニタリングを行うために、国は、平常時から緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの体制を準備する。 緊急時モニタリングセンターは、国、県、北陸電力及び関係指定公共機関の要員で構成される。県は、国の定める緊急時モニタリングセンターとその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びセンター長、チームの役割等に協力するものとする。緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、国からの担当者が不在の時には県の緊急時モニタリング班長が指揮を代行する。</p> <p>(1) 県は、<u>原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、原子力規制委員会、関係市町及び北陸電力の協力を得て緊急時モニタリングの手順等を示した「石川県緊急時モニタリング計画」</u>を策定し、必要に応じて見直す。</p> <p>(2) 県、関係市町及び北陸電力は、緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正な管理に努める。</p> <p>(3) 国は、<u>緊急時モニタリングセンターの体制を準備し、動員計画について定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。</u></p>	<p>キ ヨウ素サンプラ ク その他モニタリングに必要な資機材</p> <p>(3) 県は、<u>文部科学省</u>、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構及び電力事業者が整備するモニタリング資機材等の把握に努める。</p> <p><u>2 モニタリング体制の確立</u></p> <p>(1) 県は、<u>緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の手順等を示した「石川県緊急時環境放射線モニタリング実施要領」</u>を策定し、必要に応じて見直す。</p> <p>(2) 県、関係市町及び北陸電力は、緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正な管理に努める。</p> <p>(3) 県は、事故の状況により緊急時モニタリング要員の確保が困難な場合は、国や放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構の関係機関や電力事業者に対して、緊急時モニタリング要員の派遣等の要請を行い要員を確保するとともに、派遣される緊急時モニタリング要員の受け入れ体制の整備を図る。</p> <p>(4) 県は、海上における緊急時モニタリングの支援のため、海上自衛隊舞鶴地方総監部に対して艦船の派遣等の災害派遣を要請する体制を整備する。 また、第九管区海上保安本部に対して、巡視船艇の派遣等の支援を要請する体制を整備する。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(4) 北陸電力は、自らモニタリングを行うとともに、県が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、原子力防災要員等の派遣、モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備する。</p> <p><u>4 SPEEDI ネットワークシステムの整備</u></p> <p>(略)</p> <p>第7節 災害警備計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>第8節 緊急時医療体制の整備</p> <p>県は、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、健康福祉部、関係市町及び防災関係機関等と連携して、緊急時における医療措置に対応するため、緊急時医療体制を整備する。</p> <p>1 緊急時医療資機材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等</p> <p>(1) PAZにおける事前配布</p> <p>県は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤を購入し、公共施設等で保管する。</p> <p>また、県及び市町は、互いに連携し、原子力災害重点対策地域のうちPAZにおいて、平時から事前に住民に対し、説明会を開催したうえで、原則、医師により、配布目的、予防効果、服用指示の手順、保管方法、副作用等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布しておく。</p> <p>なお、安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、説明会に参加できない住民等が適切に配布を受けられるよう配慮するとともに、他の者に譲り渡さないよう指示するほか、調査票等への回答や問診の実施等を通じて禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。</p>	<p>(5) 県は、空からの緊急時モニタリングの支援のため、陸上自衛隊中部方面総監部並びに航空自衛隊航空総隊司令部（第6航空団及び小松救難隊）に対して、航空機の派遣等の災害派遣を要請する体制を整備する。</p> <p>(6) 北陸電力は、自らモニタリングを行うとともに、県が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、原子力防災要員等の派遣、モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備する。</p> <p><u>3 SPEEDI ネットワークシステムの整備</u></p> <p>(略)</p> <p>第7節 災害警備計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>第8節 緊急時医療体制の整備</p> <p>県は、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、健康福祉部、関係市町及び防災関係機関等と連携して、緊急時における医療措置に対応するため、緊急時医療体制を整備する。</p> <p>1 緊急時医療資機材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 安定ヨウ素剤の備蓄及び事前配布</p> <p>県は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤の備蓄を行う。</p> <p>また、市町は、原子力災害重点対策地域のうちPAZについては、平時から事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布しておく。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(2) P A Z外における備蓄等 <u>県は、緊急時に備え安定ヨウ素剤を購入し、避難等の際に配布できるよう適切な場所に備蓄する。</u> <u>また、県及び市町は、互いに連携し、避難等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用を適切に行えるよう体制を整備する。</u> <u>なお、P A Z外であっても、P A Z内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で受け取ることが困難と想定される地域等においては、必要に応じ、P A Z内の手順を採用して事前配布を行うことができる。</u></p>		
<p>3 緊急時医療体制の確立 (1) 県は、緊急時医療の手順等を示した「石川県緊急時医療措置実施要領」を策定し、必要に応じて見直す。 (2) 県は、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておく。 (3) <u>県は、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ関係医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、医療体制の整備に努める。</u> (4) <u>県及び関係医療機関は、緊急時医療を迅速かつ的確に実施するため、定期的に緊急時医療資機材の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と医療資機材の適正な管理に努める。</u></p>	<p>3 緊急時医療体制の確立 (1) 県は、緊急時医療の手順等を示した「石川県緊急時医療措置実施要領」を策定し、必要に応じて見直す。 (2) 県は、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておく。 (3) 県及び関係医療機関は、緊急時医療を迅速かつ的確に実施するため、定期的に緊急時医療資機材の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と医療資機材の適正な管理に努める。</p>	
<p>4 緊急被ばく医療チームの派遣要請体制の整備 (略)</p>	<p>4 緊急被ばく医療チームの派遣要請体制の整備 (略)</p>	
<p>5 緊急時の個人の被ばく線量評価体制の整備 (略)</p>	<p>5 緊急時の個人の被ばく線量評価体制の整備 (略)</p>	
<p>第9節 防護資機材等の整備 (略)</p>	<p>第9節 防護資機材等の整備 (略)</p>	
<p>第10節 救助・救急及び消火活動用資機材の整備等 (略)</p>	<p>第10節 救助・救急及び消火活動用資機材の整備等 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第11節 避難計画の策定</p> <p>1 避難計画要綱の策定 (略)</p> <p>2 緊急避難先の確保 (略)</p> <p>3 避難手段の確保 (略)</p> <p>4 関係市町の避難計画の作成 (略)</p> <p>5 災害時要援護者等の避難誘導等 (1) 関係市町は、災害時の避難等について必要な支援を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、在宅の災害時要援護者等に関する情報を把握に努める。 (2) 社会福祉施設や医療機関の施設管理者は、県及び関係市町等と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、災害時要援護者の移送に必要な資機材の確保等についてとりまとめた避難計画を作成する。なお、社会福祉施設や医療機関の施設については、搬送に伴うリスクを勘案すると早急な避難をすることが適當ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。 <u>(3) 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</u> なお、これ以外の災害時要援護者等の避難誘導等に関する事項は、県地域防災計画 一般災害対策編 第2章 災害予防計画「第13節 災害時要援護者対策」により実施する。</p> <p>6 学校等施設における避難計画の作成 (略)</p>	<p>第11節 避難計画の策定</p> <p>1 避難計画要綱の策定 (略)</p> <p>2 緊急避難先の確保 (略)</p> <p>3 避難手段の確保 (略)</p> <p>4 関係市町の避難計画の作成 (略)</p> <p>5 災害時要援護者等の避難誘導等 (1) 関係市町は、災害時の避難等について必要な支援を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、在宅の災害時要援護者等に関する情報を把握に努める。 (2) 社会福祉施設や医療機関の施設管理者は、県及び関係市町等と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、災害時要援護者の移送に必要な資機材の確保等についてとりまとめた避難計画を作成する。なお、社会福祉施設や医療機関の施設については、搬送に伴うリスクを勘案すると早急な避難をすることが適當ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。 なお、これ以外の災害時要援護者等の避難誘導等に関する事項は、県地域防災計画 一般災害対策編 第2章 災害予防計画「第13節 災害時要援護者対策」により実施する。</p> <p>6 学校等施設における避難計画の作成 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
7 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成 (略)	7 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成 (略)	
8 住民等の避難状況の確認体制の整備 (略)	8 住民等の避難状況の確認体制の整備 (略)	
9 避難方法等の周知の徹底 関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、 <u>安定ヨウ素剤配布の場所</u> 及びスクリーニングの場所・方法について、日頃から住民等への周知徹底に努める。	9 避難方法等の周知の徹底 関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法及びスクリーニングの場所・方法について、日頃から住民等への周知徹底に努める。	
10 居住地以外の市町村に避難する被災者への対応 (略)	10 居住地以外の市町村に避難する被災者への対応 (略)	
11 警戒区域を設定する場合の計画の策定 (略)	11 警戒区域を設定する場合の計画の策定 (略)	
第12節 保健衛生対策の体制整備 (略)	第12節 保健衛生対策の体制整備 (略)	
第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制の整備 (略)	第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制の整備 (略)	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第14節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>農林水産部、危機管理監室、企画開発部、 関係各部局、関係市町、防災関係機関</p> <p>1 海路・空路による交通・物流の確保 (略)</p> <p>2 専門家の移送体制の整備 (略)</p> <p>3 民間事業者等の活用</p> <p>(1) 県及び市町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。</p> <p>(2) 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。</p> <p>(3) 県及び市町は、輸送協定を締結した民間事業者の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることになるとことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届け出を積極的に行うなど、その普及を図る。</p>	<p>第14節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>農林水産部、危機管理監室、企画開発部、 関係各部局、関係市町、防災関係機関</p> <p>1 海路・空路による交通・物流の確保 (略)</p> <p>2 専門家の移送体制の整備 (略)</p>	
<p>第15節 防災ボランティアの活動</p> <p>(略)</p>	<p>第15節 防災ボランティアの活動</p> <p>(略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第16節 防災対策資料の整備</p> <p>危機管理監室、健康福祉部、 関係各部局、関係市町</p> <p>1 防災対策上必要とされる資料の整備 県及び関係市町は、原子力災害時において、放射性物質による汚染の影響範囲を迅速に予測し、的確な応急対策を講ずるため、次に掲げる社会環境に関する資料及び放射性物質又は放射線による影響推定に関する資料等を整備しておく。</p> <p>(1) 社会環境に関する資料</p> <p>ア 発電所周辺地図 イ 発電所周辺地域における発電所からの距離別人口、世帯数等に関する資料 ウ 道路、鉄道、ヘリポート、空港などの輸送交通手段に関する資料 エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料 オ 発電所周辺地域の特殊施設（学校、社会福祉施設、医療施設等）に関する資料 カ 緊急時医療施設等に関する資料 キ 報道機関及び広報施設等に関する資料 ク その他必要な資料</p> <p>(2) 放射性物質又は放射線による影響推定に関する資料</p> <p>ア 発電所施設に関する資料 イ 発電所周辺地域の気象・海象に関する資料 ウ モニタリングポストの配置図、空間放射線量率測定の候補地点図及び環境試料採取の候補地点図 エ 線量推定計算に関する資料 オ 平常時モニタリングに関する資料 カ 緊急時モニタリングに関する資料 キ 飲料水及び農林水産物及び畜産物（以下「農林水産物等」という。）に関する資料 ク その他必要な資料</p> <p>(3) 原子力防災資機材等に関する資料</p> <p>ア 防護資機材の備蓄・配備状況 イ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況</p> <p>2 北陸電力の資料の提出 (略)</p> <p>3 原子力防災関連情報の収集・蓄積と分析整理体制の整備 (略)</p>	<p>第16節 防災対策資料の整備</p> <p>危機管理監室、健康福祉部、 関係各部局、関係市町</p> <p>1 防災対策上必要とされる資料の整備 県及び関係市町は、原子力災害時において、放射性物質による汚染の影響範囲を迅速に予測し、的確な応急対策を講ずるため、次に掲げる社会環境に関する資料及び放射性物質又は放射線による影響推定に関する資料等を整備しておく。</p> <p>(1) 社会環境に関する資料</p> <p>ア 発電所周辺地図 イ 発電所周辺地域における発電所からの距離別人口、世帯数等に関する資料 ウ 道路、鉄道、ヘリポート、空港などの輸送交通手段に関する資料 エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料 オ 発電所周辺地域の特殊施設（学校、社会福祉施設、医療施設等）に関する資料 カ 緊急時医療施設等に関する資料 キ 報道機関及び広報施設等に関する資料 ク その他必要な資料</p> <p>(2) 放射性物質又は放射線による影響推定に関する資料</p> <p>ア 発電所施設に関する資料 イ 発電所周辺地域の気象・海象に関する資料 ウ 線量推定計算に関する資料 エ 平常時モニタリングに関する資料 オ 緊急時モニタリングに関する資料 カ 飲料水及び農林水産物及び畜産物（以下「農林水産物等」という。）に関する資料 キ その他必要な資料</p> <p>(3) 原子力防災資機材等に関する資料</p> <p>ア 防護資機材の備蓄・配備状況 イ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況</p> <p>2 北陸電力の資料の提出 北陸電力は、原災法第12条第4項の規定に基づき、原子力災害対策特別措 (略)</p> <p>3 原子力防災関連情報の収集・蓄積と分析整理体制の整備 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
第17節 発電所上空の飛行規制 (略)	第17節 発電所上空の飛行規制 (略)	
第18節 事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備 (略)	第18節 事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備 (略)	

修 正 案	現 行	備 考
第3章 原子力災害応急対策計画	第3章 原子力災害応急対策計画	
第1節 通報連絡体制	第1節 通報連絡体制	
<p>国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部局、 関係市町、防災関係機関、北陸電力</p>	<p>国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部局、 関係市町、防災関係機関、北陸電力</p>	
<p>1 警戒事象発生時の通報連絡体制 県は、警戒事象（特定事象に至る可能性のある事象（自然災害を含む）：<u>警戒事態に相当するもの</u>）の発生時においては、国、富山県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、相互に通報連絡を行う。</p> <p>(1) 発電所の通報連絡 原子力防災管理者は、警戒事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会に連絡するものとする。</p> <p>(2) 国の通報連絡 原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、関係省庁、<u>県及び関係市町</u>に対し情報提供を行うものとする。また、原子力規制委員会は、PAZを管轄に含む地方公共団体（県、志賀町）に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、災害時要援護者の<u>避難準備、住民防護の準備など被害状況に応じた警戒態勢をとる</u>よう連絡するものとする。</p> <p>(3) 県の通報連絡 県は、警戒事象の発生及びその後の状況について、関係市町及び防災関係機関に連絡するものとする。</p> <p>2 特定事象等の発生の通報連絡体制 (略)</p> <p>3 応急対策活動情報等の連絡 (略)</p> <p>第2節 初動体制の確立 (略)</p> <p>第3節 緊急時の措置 (略)</p>	<p>1 警戒事象発生時の通報連絡体制 県は、警戒事象（特定事象に至る可能性のある事象（自然災害を含む）：<u>EAL 1に相当するもの</u>）の発生時においては、国、富山県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、相互に通報連絡を行う。</p> <p>(1) 発電所の通報連絡 原子力防災管理者は、警戒事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会に連絡するものとする。</p> <p>(2) 国の通報連絡 原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、関係省庁<u>及び県</u>に対し情報提供を行うものとする。また、原子力規制委員会は、PAZを管轄に含む地方公共団体（県、志賀町）に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、災害時要援護者の<u>避難を含む援護体制を構築する</u>よう連絡するものとする。</p> <p>(3) 県の通報連絡 県は、警戒事象の発生及びその後の状況について、関係市町及び防災関係機関に連絡するものとする。</p> <p>2 特定事象等の発生の通報連絡体制 (略)</p> <p>3 応急対策活動情報等の連絡 (略)</p> <p>第2節 初動体制の確立 (略)</p> <p>第3節 緊急時の措置 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第4節 消防防災ヘリコプター等の活用</p> <p>(略)</p> <p>第5節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <p>(略)</p> <p>第6節 緊急時モニタリング</p> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会、危機管理監室、 関係各部局、関係市町、 防災関係機関、北陸電力</p>	<p>第4節 消防防災ヘリコプター等の活用</p> <p>(略)</p> <p>第5節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <p>(略)</p> <p>第6節 緊急時モニタリング</p> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会、危機管理監室、 関係各部局、関係市町、 防災関係機関、北陸電力</p>	
<p>緊急時モニタリングは、緊急時において周辺環境の放射性物質及び放射線に関する情報を迅速に得て、次の事項を目的として実施する。</p> <p>(1) 住民等の予測線量を算定し、必要な防護対策を決定すること。 (2) 住民等及び環境への放射線の影響を評価し、算定すること。</p> <p>なお、原子力規制委員会は、緊急時モニタリングを統括し、実施方針の策定、緊急時モニタリング実施計画及び動員計画の作成、実施の指示及び総合調整、データの収集と公表、結果の評価並びに事態の進展に応じた実施計画の改定等を行うことになっている。</p> <hr/> <p>1 緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 緊急時モニタリング班の設置 県本部長（知事）は、県本部を設置した場合は、県現地本部に緊急時モニタリング班を設置する。 緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリングセンターの一員として国の指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。</p> <hr/> <p>(2) 合同対策協議会への職員の派遣 県本部長（知事）は、合同対策協議会放射線班に職員を派遣し、連携をとる。</p> <p>(3) 緊急時モニタリング班の組織及び業務</p> <p>(略)</p>	<p>緊急時モニタリングは、緊急時において周辺環境の放射性物質及び放射線に関する情報を迅速に得て、次の事項を目的として実施する。</p> <p>(1) 住民等の予測線量を算定し、必要な防護対策を決定すること。 (2) 住民等及び環境への放射線の影響を評価し、算定すること。</p> <p>なお、原子力規制委員会は、モニタリングの全体を統括する司令塔機能を担い、緊急時には自らモニタリングを実施するとともに、各分野のモニタリングの結果などを統括し、管理する体制を早急に整備することになっている。</p> <hr/> <p>1 緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 緊急時モニタリング班の設置 県本部長（知事）は、県本部を設置した場合は、県現地本部に緊急時モニタリング班を設置する。</p> <p>なお、警戒体制においては、事故の状況等から判断して、平常時モニタリングの強化及び緊急時モニタリングの準備を行う。</p> <p>(2) 合同対策協議会への職員の派遣 県本部長（知事）は、合同対策協議会放射線班に職員を派遣し、連携をとる。</p> <p>(3) 緊急時モニタリング班の組織及び業務</p> <p>(略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(4) 関係機関等への協力要請 ア 情報提供の要請 県本部長（知事）は、原子力防災管理者（発電所長）から特定事象発生の通報を受けた場合には、直ちに原子力防災管理者（発電所長）及び金沢地方気象台長に対して、緊急時モニタリングの実施に必要な気象情報等の情報の提供を要請する。</p> <p><u>イ 緊急時モニタリング要員の要請等</u> <u>緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えて、国は、あらかじめ緊急時モニタリングに関する動員計画を定めることとされている。</u> <u>緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、原子力災害対策本部放射線班に対しモニタリング要員の動員を要請することとなるいる。</u></p>	<p>(4) 関係機関等への協力要請 ア 情報提供の要請 県本部長（知事）は、原子力防災管理者（発電所長）から特定事象発生の通報を受けた場合には、直ちに原子力防災管理者（発電所長）及び金沢地方気象台長に対して、緊急時モニタリングの実施に必要な気象情報等の情報の提供を要請する。</p> <p><u>イ 緊急時モニタリング活動に対する支援要請</u> <u>県本部長（知事）は、必要に応じて、関係市長の長、陸上自衛隊中部方面総監及び第14普通科連隊長、海上自衛隊舞鶴地方総監、航空自衛隊航空総隊司令部（第6航空団司令）、金沢海上保安部長その他の防災関係機関の長に対して、緊急時モニタリングの実施について支援又は協力を要請する。</u></p> <p><u>ウ モニタリング要員の派遣及び機材の提供の要請</u> <u>県本部長（知事）は、緊急時モニタリング体制を強化する必要があると認めた場合は、文部科学省、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等に対してモニタリング要員の派遣及び機材の提供を要請する。</u></p>	

修 正 案	現 行	備 考												
<p>2 緊急時モニタリング実施計画の作成 原子力規制委員会は、原子力災害対策指針や石川県緊急時モニタリング計画に基づき、事故の状況及び気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にし、緊急時モニタリング実施計画を、速やかに策定することとなっている。 原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。 緊急時モニタリングセンターはＴＶ会議システム等を通じてこの会議に参与し、改定に協力するとともに、会議結果について、合同対策協議会において共有するものとする。</p> <p>3 緊急時モニタリングの実施 (1) 警戒事象発生時 県は、警戒事象が発生した場合、緊急時モニタリングの準備として、次の行為を直ちに開始する。 ア 環境放射線観測局のデータの頻繁な監視及び記録 イ 可搬型モニタリングポストの配置と監視 ウ 緊急時モニタリング用資機材の動作確認 エ モニタリング結果の関係機関への報告 オ 要員及び資機材の動員準備を関係機関に連絡 カ モニタリング対象の平常値を確認 (2) 特定事象発生以降 県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力する。 緊急時モニタリングセンターは、特定事象において直ちに緊急時モニタリングを開始する。また、緊急時モニタリング実施計画が定められた後には、これに基づき初期モニタリングを実施する。緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果をとりまとめ、原子力規制委員会原子力事故対策本部に連絡することとなっている。 緊急時モニタリングの実施にあたっては、モニタリングポストの測定結果等に基づき、気象予測や大気中拡散予測を参考に、O I Lに基づく防護措置の実施状況を考慮して、モニタリングを優先すべき区域を決める。被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測を参考に、モニタリングを優先すべき区域を決めることも考慮する</p>	<p>2 緊急時モニタリングの実施 各段階の緊急時モニタリングにおける体制、実施内容等は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>第1段階モニタリング</th><th>第2段階モニタリング</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的・体制等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策が効果的に行われるための判断資料を得る。 ・周辺環境における住民等の予測線量を迅速に算定する。 ・屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、飲食物摂取制限その他の適切な防災対策が効果的に行われるための判断資料を得る。 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等の被ばく線量の評価 ・環境の放射能汚染の時間的経過を把握 </td></tr> <tr> <td>実施</td><td> <p>放 出 源 情 報 の 確 認</p> <p>気 象 情 報 の 収 集 と 解 析</p> <p>環境放射線観測局からのデータの収集及び解析</p> <p>緊急時モニタリング実施計画の策定</p> </td><td>緊急時モニタリング実施計画に基づく測定及び分析</td></tr> <tr> <td>内 容</td><td> <p>S P E E D I ネットワークシステムの運用</p> <p>空 間 放 射 線 量 率 の 予 測 地 図 の 作 成</p> <p>大 気 中 放 射 性 ヨ ウ 素 濃 度 の 予 測 地 図 の 作 成</p> <p>予 測 線 量 の 評 価</p> </td><td> <p>住民等の甲状腺の予測線量の評価</p> <p>住民等の外部被ばくによる予測線量の評価</p> <p>放射性物質の経時変化の追跡</p> </td></tr> </tbody> </table>	区分	第1段階モニタリング	第2段階モニタリング	目的・体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策が効果的に行われるための判断資料を得る。 ・周辺環境における住民等の予測線量を迅速に算定する。 ・屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、飲食物摂取制限その他の適切な防災対策が効果的に行われるための判断資料を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の被ばく線量の評価 ・環境の放射能汚染の時間的経過を把握 	実施	<p>放 出 源 情 報 の 確 認</p> <p>気 象 情 報 の 収 集 と 解 析</p> <p>環境放射線観測局からのデータの収集及び解析</p> <p>緊急時モニタリング実施計画の策定</p>	緊急時モニタリング実施計画に基づく測定及び分析	内 容	<p>S P E E D I ネットワークシステムの運用</p> <p>空 間 放 射 線 量 率 の 予 測 地 図 の 作 成</p> <p>大 気 中 放 射 性 ヨ ウ 素 濃 度 の 予 測 地 図 の 作 成</p> <p>予 測 線 量 の 評 価</p>	<p>住民等の甲状腺の予測線量の評価</p> <p>住民等の外部被ばくによる予測線量の評価</p> <p>放射性物質の経時変化の追跡</p>	
区分	第1段階モニタリング	第2段階モニタリング												
目的・体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策が効果的に行われるための判断資料を得る。 ・周辺環境における住民等の予測線量を迅速に算定する。 ・屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、飲食物摂取制限その他の適切な防災対策が効果的に行われるための判断資料を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の被ばく線量の評価 ・環境の放射能汚染の時間的経過を把握 												
実施	<p>放 出 源 情 報 の 確 認</p> <p>気 象 情 報 の 収 集 と 解 析</p> <p>環境放射線観測局からのデータの収集及び解析</p> <p>緊急時モニタリング実施計画の策定</p>	緊急時モニタリング実施計画に基づく測定及び分析												
内 容	<p>S P E E D I ネットワークシステムの運用</p> <p>空 間 放 射 線 量 率 の 予 測 地 図 の 作 成</p> <p>大 気 中 放 射 性 ヨ ウ 素 濃 度 の 予 測 地 図 の 作 成</p> <p>予 測 線 量 の 評 価</p>	<p>住民等の甲状腺の予測線量の評価</p> <p>住民等の外部被ばくによる予測線量の評価</p> <p>放射性物質の経時変化の追跡</p>												

修 正 案	現 行	備 考									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>第 1 段 階 モ ニ タ リ ン グ</th><th>第2段階モニタリング</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 定・分析項目</td><td> 空間放射線量率（中性子線含む。） 大気中放射性ヨウ素濃度 気象要素 積算線量 環境試料中の放射性ヨウ素濃度 大気中の放射性物質濃度 環境試料中の放射性物質濃度 </td><td></td></tr> <tr> <td>測定・試料採取地点</td><td> 1 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点 2 上記地点を中心とする約60度のセクター内の地点 (必要となる場合約120度のセクター内の地点) 3 風下方向の人口密集地帯集落、避難施設等 (地点数は、集落の大きさにより適宜決める。) </td><td> 第1段階モニタリングの結果を参考として、必要と認められる地域又は地点 </td></tr> </tbody> </table>	区分	第 1 段 階 モ ニ タ リ ン グ	第2段階モニタリング	測 定・分析項目	空間放射線量率（中性子線含む。） 大気中放射性ヨウ素濃度 気象要素 積算線量 環境試料中の放射性ヨウ素濃度 大気中の放射性物質濃度 環境試料中の放射性物質濃度		測定・試料採取地点	1 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点 2 上記地点を中心とする約60度のセクター内の地点 (必要となる場合約120度のセクター内の地点) 3 風下方向の人口密集地帯集落、避難施設等 (地点数は、集落の大きさにより適宜決める。)	第1段階モニタリングの結果を参考として、必要と認められる地域又は地点	
区分	第 1 段 階 モ ニ タ リ ン グ	第2段階モニタリング									
測 定・分析項目	空間放射線量率（中性子線含む。） 大気中放射性ヨウ素濃度 気象要素 積算線量 環境試料中の放射性ヨウ素濃度 大気中の放射性物質濃度 環境試料中の放射性物質濃度										
測定・試料採取地点	1 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点 2 上記地点を中心とする約60度のセクター内の地点 (必要となる場合約120度のセクター内の地点) 3 風下方向の人口密集地帯集落、避難施設等 (地点数は、集落の大きさにより適宜決める。)	第1段階モニタリングの結果を参考として、必要と認められる地域又は地点									

4 モニタリング結果の連絡

県本部長（知事）は、警戒事象発生の通報を受けた場合は、平常時モニタリング等の結果をとりまとめ、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議及び関係市長の長に定期的に連絡する。

特定事象発生後においては、緊急時モニタリングの結果を緊急時モニタリングセンターに連絡する。

3 モニタリング結果の連絡

県本部長（知事）は、特定事象発生の通報を受けた場合は、平常時モニタリング等の結果をとりまとめ、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議及び関係市長の長に定期的に連絡する。

原子力緊急事態宣言発出後においては、緊急時モニタリングの結果を合同対策協議会放射線班に連絡する。

修 正 案	現 行	備 考
<p>5 モニタリング結果の共有 緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認して、緊急時モニタリングセンター内で結果を共有するとともに、速やかに原子力災害対策本部に送ることとする。緊急時モニタリングセンターは、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価を共有することとする。 また、緊急時モニタリングの結果等について、緊急時モニタリングセンターから県、関係県、関係市町に連絡するとともに、必要に応じて関係市町以外の市町に連絡するものとする。</p>	<p>4 北陸電力のモニタリング結果の連絡 (1) 原子力防災管理者（発電所長）は、特定事象発生の通報を行った後において、敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し、発電所からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を、県本部長（知事）をはじめ原子力規制委員会に定期的に連絡する。 原子力緊急事態宣言発出後においては、県本部長（知事）及び合同対策協議会放射線班に連絡する。 (2) 県本部長（知事）は、原子力防災管理者（発電所長）から連絡を受けた場合は、その内容を関係市長の長に連絡する。</p>	
<p>6 緊急時モニタリング実施内容等 緊急時モニタリングの実施内容、方法等については、この計画に定めるものを除き、別に定める「<u>石川県緊急時モニタリング計画</u>」による。</p> <p>第7節 避難等の防護対策</p> <p>国、危機管理監室、関係各部局、 関係市町、防災関係機関</p>	<p>5 緊急時モニタリング実施内容等 緊急時モニタリングの実施内容、方法等については、この計画に定めるものを除き、別に定める「<u>石川県緊急時環境放射線モニタリング実施要領（平成4年2月3日策定）</u>」による。</p> <p>第7節 避難等の防護対策</p> <p>国、危機管理監室、関係各部局、 関係市町、防災関係機関</p>	<p>1 避難等の防護対策について 原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下に示す避難等の防護対策を実施する。 (1) 屋内退避（コンクリート屋内退避を含む） 屋内退避は、住民等が比較的容易に行うことができる対策であり、放射性物質の吸引防止や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るものである。 全面緊急事態に至った時点で、PAZにおいては、住民等の避難を実施することが想定されるが、UPZにおいては、防護措置の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する必要があるため、事態の規模、時間的な推移に応じて屋内退避を実施することが想定される。その後は、原子力施設の状況及び緊急時モニタリングの結果に応じて、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するが想定される。</p> <p>事故レベルがEAL3の事態が発生し、全面緊急事態に至った時点で、PAZにおいては、住民等の避難を実施することが想定されるが、UPZにおいては、防護措置の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する必要があるため、事態の規模、時間的な推移に応じて屋内退避を実施することが想定される。その後は、原子力施設の状況及び緊急時モニタリングの結果に応じて、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するが想定される。</p>

修 正 案	現 行	備 考
<p>なお、UPZ以遠においても、プラントの状況悪化等に応じて屋内退避を行う場合があるため、全面緊急事態に至った時点では、必要に応じて屋内退避のための注意喚起を行う場合がある。</p> <p>また、緊急時モニタリングの結果、周辺の空間放射線量率がOIL1やOIL2の値を超えた場合には、後述する避難等を実施すべきであるが、その実施が困難な場合には引き続き屋内退避を行うことも想定される。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避が優先される場合があり、この場合は建屋の遮へい効果や気密性に考慮が必要であり、一般的に遮へい効果や建家の気密性が比較的高いコンクリート建家への屋内退避が有効である。</p> <p>さらに、プルームが長時間あるいは断続的に到来することが想定される場合には、屋内退避が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを検討する。特に、住民等が避難すべき区域において止むを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供する。</p> <p>(2) 避難等</p> <p>避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線からの放出源から距離を置くことにより、被ばくの低減を図るものである。</p> <p>避難等の方策は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとする。</p> <p>ア PAZにおいては、警戒事象発生時には、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る避難の準備を行う。</p> <p>施設敷地緊急事態発生時には、住民の避難の準備を行うとともに、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る避難を行うこととし、県は志賀町にその旨を伝達する。</p> <p>全面緊急事態に至った時点で、確定的影響を回避するため住民等は原則として即時避難を実施する。</p> <p>イ UPZにおいては、国等による指示に基づき、原子力施設の状況に応じた段階的避難を行うことも想定されるほか、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にOIL1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にOIL2を超える区域を特定し一時移転を実施する。</p> <p>ただし、避難及び一時移転の対象となった住民等については、その移動先において、汚染拡大の防止等のために、スクリーニングを行い、基準値を超えた場合には除染を行う。</p>	<p>なお、UPZ以遠においても、プラントの状況悪化等に応じて屋内退避を行う場合があるため、全面緊急事態に至った時点では、必要に応じて屋内退避のための注意喚起を行う場合がある。</p> <p>また、緊急時モニタリングの結果、周辺の空間放射線量率がOIL1やOIL2の値を超えた場合には、後述する避難等を実施すべきであるが、その実施が困難な場合には引き続き屋内退避を行うことも想定される。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避が優先される場合があり、この場合は建屋の遮へい効果や気密性に考慮が必要であり、一般的に遮へい効果や建家の気密性が比較的高いコンクリート建家への屋内退避が有効である。</p> <p>さらに、プルームが長時間あるいは断続的に到来することが想定される場合には、屋内退避が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを検討する。特に、住民等が避難すべき区域において止むを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供する。</p> <p>(2) 避難等</p> <p>避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線からの放出源から距離を置くことにより、被ばくの低減を図るものである。</p> <p>避難等の方策は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとする。</p> <p>ア PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、確定的影響を回避するため住民等は原則として即時避難を実施する。</p> <p>イ UPZにおいては、国等による指示に基づき、原子力施設の状況に応じた段階的避難を行うことも想定されるほか、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にOIL1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にOIL2を超える区域を特定し一時移転を実施する。</p> <p>ただし、避難及び一時移転の対象となった住民等については、その移動先において、汚染拡大の防止等のために、スクリーニングを行い、基準値を超えた場合には除染を行う。</p>	

修 正 案				現 行				備 考
避難等の基準				避難等の基準				
基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要	
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施（移動が困難な者の一時退避を含む）	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施（移動が困難な者の一時退避を含む）	
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施	

2 防護対策の決定

(略)

3 屋内退避

(略)

4 避難等

(1) 県のとるべき措置

(略)

(2) 関係市町のとるべき措置

(略)

2 防護対策の決定

(略)

3 屋内退避

(略)

4 避難等

(1) 県のとるべき措置

(略)

(2) 関係市町のとるべき措置

(略)

修 正 案	現 行	備 考
<p>(3) その他</p> <p>ア 住民等の被ばく軽減のための対応 県本部長（知事）及び関係市町の長は、避難等に際して、住民等の被ばく低減のために必要な注意を促す。 また、避難等の誘導に当たる者は、住民等に対してマスク及び外衣の着用この旨を必要に応じて住民等に伝達する。</p> <p>イ 避難所の駐車スペースについて 避難所の駐車駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用する。</p> <p>ウ <u>家庭動物との同行避難</u> <u>県及び関係市町は、災害の実態に応じて、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</u></p>	<p>(3) その他</p> <p>ア 住民等の被ばく軽減のための対応 県本部長（知事）及び関係市町の長は、避難等に際して、住民等の被ばく低減のために必要な注意を促す。 また、避難等の誘導に当たる者は、住民等に対してマスク及び外衣の着用この旨を必要に応じて住民等に伝達する。</p> <p>イ 避難所の駐車スペースについて 避難所の駐車駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用する。</p>	
5 県外への広域避難等 (略)	5 県外への広域避難等 (略)	
6 避難等の誘導 (略)	6 避難等の誘導 (略)	
7 立入制限の措置 (略)	7 立入制限の措置 (略)	
8 治安の確保 (略)	8 治安の確保 (略)	
9 防災業務関係者の防護措置 (1) 防災業務関係者の安全確保 県現地本部長及び関係市長の長は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国から派遣された専門家及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるように配意する。	9 防災業務関係者の防護措置 (1) 防災業務関係者の安全確保 県現地本部長及び関係市長の長は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国から派遣された専門家及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるように配意する。	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(2) 防災業務関係者の被ばく管理</p> <p>ア 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として、国、県及び関係市町並びに防災関係機関がそれぞれ責任をもって行う。</p> <p>イ 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部緊急時医療班が<u>緊急時モニタリングセンター</u>及び関係市町の協力を得て行う。</p> <p>ウ 防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互の密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>エ 防災業務関係者の被ばく管理については、原子力災害対策指針を踏まえ、次の対応を行うなど、防災対策に係る被ばく線量をできるだけ少なくする努力を講じる。</p> <p>(ア) 直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布する。</p> <p>(イ) 必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させること、また、後日においてホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行う。</p> <p>(ウ) 輸送手段、連絡手段を確保する。</p>	<p>(2) 防災業務関係者の被ばく管理</p> <p>ア 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として、国、県及び関係市町並びに防災関係機関がそれぞれ責任をもって行う。</p> <p>イ 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部緊急時医療班が<u>緊急時モニタリング班</u>及び関係市町の協力を得て行う。</p> <p>ウ 防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互の密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>エ 防災業務関係者の被ばく管理については、原子力災害対策指針を踏まえ、次の対応を行うなど、防災対策に係る被ばく線量をできるだけ少なくする努力を講じる。</p> <p>(ア) 直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布する。</p> <p>(イ) 必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させること、また、後日においてホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行う。</p> <p>(ウ) 輸送手段、連絡手段を確保する。</p>	
10 協力体制 (略)	10 協力体制 (略)	
11 災害時要援護者等への配慮 (略)	11 災害時要援護者等への配慮 (略)	
12 長期避難への対応 (略)	12 長期避難への対応 (略)	
13 ボランティアの受入れ (略)	13 ボランティアの受入れ (略)	
第8節 保健衛生活動 (略)	第8節 保健衛生活動 (略)	
第9節 飲食物の摂取制限に関する措置 (略)	第9節 飲食物の摂取制限に関する措置 (略)	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第10節 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達</p> <p>国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部局、市町、防災関係機関</p> <p>1 緊急輸送の順位 (略)</p> <p>2 緊急輸送の範囲 (略)</p> <p>3 緊急輸送のための交通確保 (略)</p> <p>4 奥能登地域への海路、空路による交通・物流の確保 (略)</p> <p>5 生活必需物資の調達 (1) 飲食物の供給 県本部長は、市町長が飲食物の摂取制限等の措置を講じたときは、県地防災計画「一般災害対策編」第3章第21節「給水活動」及び同第22節「食料の供給」に定める計画に基づき、市町及び防災関係機関と協力して応急の措置を講ずる。 (2) 生活必需物資の供給 <u>ア</u> 県本部長（知事）は、避難等の措置を講じた市町長から住民等が必要とする生活需物資の確保の要請があったときは、関係機関と調整をとり、必需物資を調達し、市町長とともに供給を行う。 <u>イ</u> 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行なうことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。</p> <p>6 協力体制 (略)</p> <p>第11節 救助・救急、消火活動等 (略)</p>	<p>第10節 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達</p> <p>国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部局、市町、防災関係機関</p> <p>1 緊急輸送の順位 (略)</p> <p>2 緊急輸送の範囲 (略)</p> <p>3 緊急輸送のための交通確保 (略)</p> <p>4 奥能登地域への海路、空路による交通・物流の確保 (略)</p> <p>5 生活必需物資の調達 (1) 飲食物の供給 県本部長は、市町長が飲食物の摂取制限等の措置を講じたときは、県地防災計画「一般災害対策編」第3章第21節「給水活動」及び同第22節「食料の供給」に定める計画に基づき、市町及び防災関係機関と協力して応急の措置を講ずる。 (2) 生活必需物資の供給 県本部長（知事）は、避難等の措置を講じた市町長から住民等が必要とする生活需物資の確保の要請があったときは、関係機関と調整をとり、必需物資を調達し、市町長とともに供給を行う。</p> <p>6 協力体制 (略)</p> <p>第11節 救助・救急、消火活動等 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第12節 緊急時医療措置</p> <p>厚生労働省、文部科学省、健康福祉部、日赤、石川県医師会、防災関係機関</p> <p>1 緊急時医療体制 (略)</p> <p>2 緊急時医療措置の実施 (略)</p> <p>3 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>(1) PAZにおける安定ヨウ素剤の服用</p> <p>ア 県のとる措置</p> <p>県本部長（知事）は、全面緊急事態に至り、国の原子力災害対策本部長から避難や安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、関係市町に服用を指示する。</p> <p>イ 関係市町のとる措置</p> <p>関係市町の長は、全面緊急事態に至り、国（原子力災害対策本部長または県本部長）から指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤の服用を指示する。</p> <p>(2) PAZ外における安定ヨウ素剤の服用</p> <p>ア 県のとる措置</p> <p>県本部長（知事）は、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の服用が必要と判断し、国の原子力災害対策本部長から避難や屋内待避等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用指示があった場合は、関係市町に配布・服用を指示する。</p> <p>イ 関係市町のとる措置</p> <p>関係市町の長は、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の服用が必要と判断し、国（原子力災害対策本部長または県本部長）から指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤の配布・服用を指示する。</p> <p>4 発災後の復旧に向けた個人線量の推定 (略)</p>	<p>第12節 緊急時医療措置</p> <p>厚生労働省、文部科学省、健康福祉部、日赤、石川県医師会、防災関係機関</p> <p>1 緊急時医療体制 (略)</p> <p>2 緊急時医療措置の実施 (略)</p> <p>3 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>(1) 県のとる措置</p> <p>県本部長（知事）は、国（原子力災害現地対策本部長）から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、周辺住民等の放射線防護のため、関係市町の長に対して、住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示する。</p> <p>なお、国（原子力災害現地対策本部長）に対して安定ヨウ素剤服用の指示を求める時間の余裕がない場合は、医師の指導に基づき安定ヨウ素剤の服用を指示する。</p> <p>(2) 関係市町のとる措置</p> <p>関係市町の長は、県本部長（知事）から指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。</p> <p>4 発災後の復旧に向けた個人線量の推定 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第13節 応援協力活動</p> <p>1 県の要請 (略)</p> <p>2 関係市町の要請 (略)</p> <p>3 警察の要請 (略)</p> <p>4 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p> <p>5 海上保安部への要請 (略)</p> <p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携 (1) 原子力災害対策本部長は、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のために、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとなっている。 (2) 県は、<u>初期対応段階</u>における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。</p>	<p>国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部局、警察、自衛隊、海上保安部、関係市町、防災関係機関</p> <p>第13節 応援協力活動</p> <p>1 県の要請 (略)</p> <p>2 関係市町の要請 (略)</p> <p>3 警察の要請 (略)</p> <p>4 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p> <p>5 海上保安部への要請 (略)</p> <p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携 (1) 原子力災害対策本部長は、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のために、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとなっている。 (2) 県は、<u>初動段階</u>における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。</p>	<p>国、危機管理監室、健康福祉部、関係各部局、警察、自衛隊、海上保安部、関係市町、防災関係機関</p>
<p>第14節 行政の業務継続に係る措置 (略)</p>	<p>第14節 行政の業務継続に係る措置 (略)</p>	
<p>第15節 事業所外運搬中事故に対する応急措置 (略)</p>	<p>第15節 事業所外運搬中事故に対する応急措置 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
第4章 原子力災害復旧計画	第4章 原子力災害復旧計画	
第1節 原子力災害復旧体制等 (略)	第1節 原子力災害復旧体制等 (略)	
第2節 汚染の除去等 (略)	第2節 汚染の除去等 (略)	
第3節 各種制限措置等の解除 (略)	第3節 各種制限措置等の解除 (略)	
第4節 環境放射線モニタリングの実施と 結果の公表 知事は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後、 国の統括の下 、防災関係 機関及び北陸電力と協力して、緊急時モニタリングを広範囲かつ精密に行い、 その結果を速やかに公表する。	危機管理監室、関係市町、 防災関係機関 知事は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後、防災関係機関及び北陸電 力と協力して、緊急時モニタリングを広範囲かつ精密に行い、その結果を速や かに公表する。	危機管理監室、関係市町、 防災関係機関
第5節 損害賠償の請求に必要な資料の作成等 (略)	第5節 損害賠償の請求に必要な資料の作成等 (略)	
第5章 複合災害対策 (略)	第5章 複合災害対策 (略)	

修 正 案	現 行	備 考
<p>附 則 この計画は、平成3年9月19日から施行する。</p> <p>附 則 この計画は、平成11年7月1日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：平成9年6月改訂「防災基本計画」、平成10年11月「原子力発電所周辺の防災対策について」に伴い修正</p>	<p>附 則 この計画は、平成3年9月19日から施行する。</p> <p>附 則 この計画は、平成11年7月1日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：平成9年6月改訂「防災基本計画」、平成10年11月「原子力発電所周辺の防災対策について」に伴い修正</p>	
<p>附 則 1 この計画は、平成13年4月18日から施行する。</p> <p>2 この計画の第2章第2節3に規定するオフサイトセンターは、能登原子力センターに併設して整備されるまでの間、志賀町総合体育館に併設する。</p> <p>(参考) 修正理由：平成12年6月「原子力災害対策特別措置法」の施行、平成13年1月「防災基本計画」及び平成13年3月原子力発電所周辺の防災対策についての改訂に伴い修正</p>	<p>附 則 1 この計画は、平成13年4月18日から施行する。</p> <p>2 この計画の第2章第2節3に規定するオフサイトセンターは、能登原子力センターに併設して整備されるまでの間、志賀町総合体育館に併設する。</p> <p>(参考) 修正理由：平成12年6月「原子力災害対策特別措置法」の施行、平成13年1月「防災基本計画」及び平成13年3月原子力発電所周辺の防災対策についての改訂に伴い修正</p>	
<p>附 則 この計画は、平成15年5月9日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更に伴い修正</p>	<p>附 則 この計画は、平成15年5月9日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更に伴い修正</p>	
<p>附 則 この計画は、平成16年5月13日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更に伴い修正</p>	<p>附 則 この計画は、平成16年5月13日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更に伴い修正</p>	
<p>附 則 この計画は、平成17年5月25日から施行する。なお、志賀町については合併の日から、また日本原子力研究開発機構については発足の日から適用する。</p> <p>(参考) 修正理由：市町合併及び防災関係機関の名称変更に伴い修正</p>	<p>附 則 この計画は、平成17年5月25日から施行する。なお、志賀町については合併の日から、また日本原子力研究開発機構については発足の日から適用する。</p> <p>(参考) 修正理由：市町合併及び防災関係機関の名称変更に伴い修正</p>	
<p>附 則 この計画は、平成19年5月28日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更並びに緊急時医療体制の見直し等に伴い修正</p>	<p>附 則 この計画は、平成19年5月28日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更並びに緊急時医療体制の見直し等に伴い修正</p>	
<p>附 則 この計画は、平成20年5月16日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：平成20年2月改訂「防災基本計画」に伴い修正</p>	<p>附 則 この計画は、平成20年5月16日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：平成20年2月改訂「防災基本計画」に伴い修正</p>	
<p>附 則 この計画は、平成21年5月21日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更に伴い修正</p>	<p>附 則 この計画は、平成21年5月21日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：防災関係機関の名称変更に伴い修正</p>	
<p>附 則 この計画は、平成22年5月14日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：石川県の組織改正に伴い修正</p>	<p>附 則 この計画は、平成22年5月14日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：石川県の組織改正に伴い修正</p>	
<p>附 則 この計画は、平成25年3月27日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：平成24年6月「原子力災害対策特別措置法」の改正、平成24年10月改訂「防災基本計画」、平成24年10月策定（平成25年2月改定）「原子力防災対策指針」に伴い修正</p>	<p>附 則 この計画は、平成25年3月27日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：平成24年6月「原子力災害対策特別措置法」の改正、平成24年10月改訂「防災基本計画」、平成24年10月策定（平成25年2月改定）「原子力防災対策指針」に伴い修正</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>附 則 この計画は、平成 年 月 日から施行する。</p> <p>(参考) 修正理由：平成25年6月改訂「原子力防災対策指針」に伴い修正</p>		